

平成27年6月1日から

# 建築主が構造計算適合性判定を 直接申請できるようになりました

## 申請にあたっての注意事項

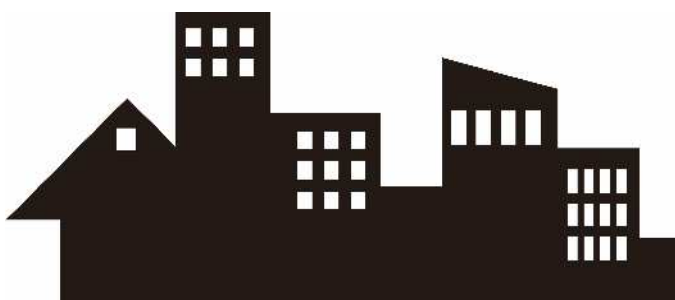
建築主が指定構造計算適合性判定機関や申請時期を選択できるようになりました。

しかし...建築確認申請前に構造計算適合性判定を終了させた場合  
注意して下さい。

建築確認申請時に計画の変更があると、計画の変更に係る確認審査において、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであれば、構造計算適合性判定の計画の変更申請が必要となります。

そのために...各申請図書の整合と申請時期に注意して下さい。

- 1 構造計算適合性判定機関への申請は、整合性が確認できた図書で行うことが望ましいことから、区では消防同意の送付時期頃を推奨しています。  
また、適合性判定申請前に適合性判定機関へ事前相談を行って下さい。
- 2 裏面の推奨フロー図もご覧ください。



問合せ先

足立区 都市建設部 建築審査課 構造係  
足立区中央本町1-17-1 中央館4階  
電話 03-3880-5279 (直通)

# 建築確認申請手続きの推奨フロー図

